

プレイペンの認定基準及び基準確認方法

(公開用)

一般財団法人 製品安全協会

プレイペン専門部会専門委員名簿

(50 音順・敬称略)

氏 名 所属

(部会長) 坂田種男 千葉大学

(委員) 青木恒太郎 社団法人国際家具産業振興会

石 追 立 壮 株式会社日本育児

石 鍋 裕 子 社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

甲 斐 麗 子 主婦連合会

片 桐 克 信 株式会社PDQトレーディング

加 藤 忠 明 日本総合愛育研究所

川嶋信之通商産業省産業政策局消費経済課消費者用製品指導室

高 岡 林 日本ベビーベッド工業会

高 松 明 通商産業省生活産業局日用品課

田 中 芳 雄 製品安全協会

地 崎 修 工業技術院標準部繊維化学規格課

辻 治幸 株式会社マンテン

名 取 忠 志 株式会社アオバ

原 早苗 消費科学連合会

松 岡 寿 人 財団法人日本文化用品安全試験所

水 野 英 子 全国地域婦人団体連絡協議会

村 橋 一 夫 株式会社コスガ

渡 辺 義 生 通商産業検査所商品テスト部安全監督課

(事務局) 一般財団法人製品安全協会 業務グループ

住 所:110-0012 東京都台東区竜泉2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪2階

電 話:03-5808-3302

FAX: 03-5808-3305

プレイペンの認定基準及び基準確認方法

1. 基準の目的

この基準は、プレイペンの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、標準として生後5月から24月までの乳幼児の行動を制限することを目的として設計されたプレイペン(プレイヤード、サークル)について適用する。

ただし、乳幼児用ベッド(サークル兼用ベッドを含む)は除く。

備考:この基準の中で{ }を付けて示してある単位及び数値は、従来単位によるものであって、規格値である。

3. 安全性品質

安全性品質は、次のとおりとする。

項目認定基準	基	準	確	認	方	法	
項 目	基	準	確	認	方	法	

(7) 床面からの高さ Ommの間は、乳幼児の足が掛からない構造であること。

ただし、足掛かりがある場合は、足掛かりから枠の上面までの高さは〇mm (床板が無いものにあっては〇mm)以上であること。

- (8) 床面から枠の上面までの高さは、O mm (床板が無いものにあってはOmm)以上であること。
- (9) 上部及び内面には、乳幼児の身体、 衣類等がはさまったり引っ掛かったり するようなものがない構造であるこ と。
- (10) 部材及び組子の間隔は、Omm以下であること。
- (11) 側面にネットを張っているものにあっては、先端を丸めた直径 Ommの丸棒をON {Okgf}の力でネットの目に垂直に押しつけたとき、丸棒が通らないこと。

2. 強度

- 2.(1) 乳幼児の保護のための部品及び保 護具にON {Okgf}の力を加えたとき異 状がないこと。
 - (2) 床板を有するものにあっては、床板に〇㎝の高さから質量〇㎏の砂袋を繰り返し〇回落下させたとき、各部に異状が生じないこと。ただし、床板が床面に接しているものにあっては、この限りではない。
 - (3) 枠上部中央にON {Okgf } の力を 垂直に加えたとき、各部に異状が生じ ないこと。
 - (4) 枠上部中央にON {Okgf } の力を 水平に加えたとき、各部に異状が生じ ないこと。

- (5) 側面にネット又は板等を有するもの にあっては、その中央部に○N {○ kgf }の力を加えたとき、ネット又は板等は破損等の異状が生じないこと。
- (6) 組子のあるものにあっては、組子の 中央部にON {Okgf }の力を水平に加 えたとき、各部に異状が生じないこ と。
- (7) 組立固定具で乳幼児の手が届く範囲にあるものは、ON {Okgf }の力で解放されないこと。ただし、O箇所にO操作以上の異なった作動機構を有するものは、この限りではない。

3. 安定性

3. 枠中央部、床面から〇cm (高さが〇cm に満たない場合は、最大の高さ)の位置に 水平に〇N {Okgf}の力を加えたとき、 本体が浮き上がらないこと。

4. 材料

- 4.(1) 耐食性材料以外の金属材料は、防せい処理が施されていること。
 - (2) 合成樹脂製品及び合成樹脂塗料を使用したものにあっては、食品衛生法に基づく昭和〇年厚生省告示第〇号第〇おもちゃの項の規定に適合していること。
 - (3) 布等の繊維製品を使用したものにあっては、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく昭和〇年厚生省令第〇号第〇条別表第〇ホルムアルデヒドの項(出生後〇月以内の乳幼児用のもの)の規定に適合していること。

5. 付属品

5. 付属品がある場合は、安全性を損わないこと。

4. 表示及び取扱説明書

プレイペンの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項目	認 定 基 準	基準確認方法
1 表示	1. 製品には、見やすい箇所に容易に消	1. 目視及び触感により確認するこ
	えない方法で、次の事項を表示するこ	と。
	と。ただし、その製品に該当しない注意	
	事項については、この限りではない。	
	(1) 申請者(製造業者、輸入業者等)の	
	名称又はその略号。	
	(2) 製造年月若しくは輸入年月又はそ	
	の略号。	
	(3) 次に示す趣旨の注意事項。	
	(a) 標準として出生後〇月から〇月ま	
	での乳幼児に使用すること。	
	(b) ベッドとして使用しないこと。	
	(c) 付属のパッド以外のふとん、マッ	
	ト類は使用しないこと。	
	(d) 乳幼児を付き添いなしで置き去り	
	にしないこと。	
	(e) 乳幼児がよじ登って外に出られる	
	ようなものをプレイペン内に入れな	
	いこと。	
	(f) 支柱や枠に衣服のひも等が引っ掛	
	かる状態が生じないように注意する	
	こと。	
	(g) 床板があるものにあっては、同時	
	に 2人以上で使用しないこと。	
	(h) 完全に組み立ててから使用するこ	
	と。また、側面にネットを有するも	
	のにあっては、ネットを緩ませた状	
	態で使用しないこと。	

2. 取扱説明書

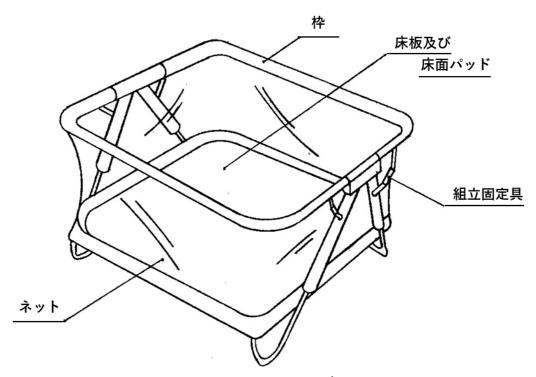
2. 製品には、次の事項を明示した取扱 2. 専門用語等が使用されず、一般消 説明書を添付すること。ただし、その製 品に該当しない事項及び製品に表示して ある事項については、この限りではな い。

なお、一般消費者が容易に理解できる よう図で明示するのが望ましい。

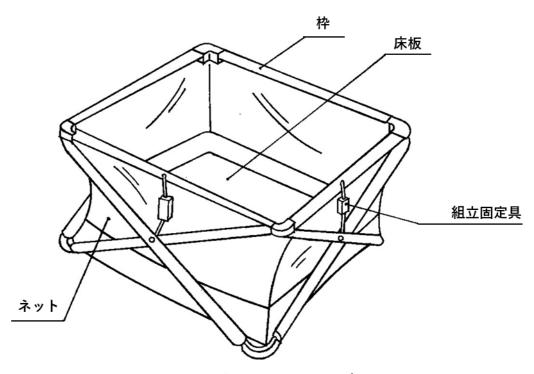
- (1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後 保管すること。
- (2) 組立式のものは、その組立要領及 び注意。
- (3) 次に示す趣旨の注意事項。
- (a) 標準として出生後〇月から〇月 までの乳幼児に使用すること。
- (b) ベッドとして使用しないこと。
- (c) 付属のパッド以外のふとん、マ ット類は使用しないこと。
- (d) 乳幼児を付き添いなしで置き去 りにしないこと。
- (e) 乳幼児がよじ登って外に出られ るようなものをプレイペン内に入れ ないこと。
- (f) 支柱や枠に衣服のひも等が引っ 掛かる状態が生じないように注意す ること。
- (g) 床板があるものにあっては、同 時に〇人以上で使用しないこと。
- (h) 完全に組み立ててから使用する こと。また、側面にネットを有する ものにあっては、ネットを緩ませた 状態で使用しないこと。

費者が容易に理解できるものである ことを確認すること。

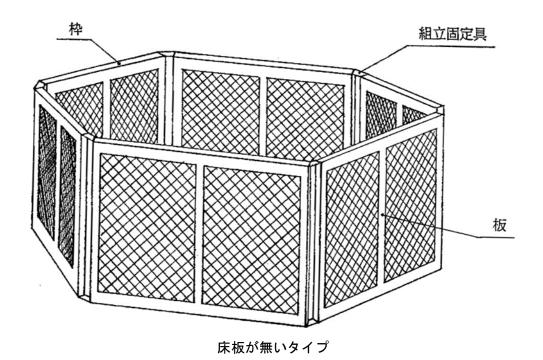
- (i) 可動防止機構付きキャスターを 有するものにあっては、使用時に固 定すること。
- (j) 設置場所は水平、平坦で、ストーブなどの危険物の付近では使用しないこと。
- (k) ひも類等の危険なものを取り付けないこと。
- (I) 枠に腰掛けたり、ぶら下がった り、ゆさぶったりしないこと。
- (k) 破損、故障等した状態で使用しない
- (4) 製造業者、輸入業者又は販売業者 の名称、住所及び電話番号。



床板を有するタイプ



床板が床面に接するタイプ



- 8 -